

第十六部

第七回 参議院建設委員会會議録第二十二号

(五七)

昭和二十五年四月二十九日(土曜日)午後二時一分開会

委員の異動

四月二十八日委員佐々木康蔵君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○住宅金融公庫法案(内閣提出衆議院送付)

○熱海国際観光温泉文化都市建設法案(衆議院提出)

○伊東国際観光温泉文化都市建設法案(衆議院提出)

○委員(中川幸平君) それでは只今から建設委員会を開会いたします。

住宅金融公庫法案を議題に供します。質疑のおありの方は順次御発言を願います。別に御発言もないようですから質疑は過ぎたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中川幸平君) それでは御異議のないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方はそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願います。

○石坂重一君 住宅金融公庫法案に対する我々の考えはまだ金利の問題、貸付年限の問題等について多くの意見を述べておられますが、かような修正を加えますときには、非常に法案の成立を妨げるような弊害もあり得るので、つきましてはとにかく本案の施行を急ぐ必要があり、ついでには衆議院に

おいて本案通過の際に修正をしておりますその修正に同調いたしました。本案の修正意見として、これを以て本委員会の意見として原案を修正して通過することに同意するように発議いたしますから、どうぞ満場の諸君の賛同を仰ぎたいと思っております。

○委員(中川幸平君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(中川幸平君) 御異議ないものと認めます。それでは直ちに採決に入ります。住宅金融公庫法案について採決いたします。衆議院の送付案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔議員挙手〕

○委員(中川幸平君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院送付通り可決されました。

では例により御署名願います。

赤木 正雄 石坂 重一  
大隅 憲二 安達 良助  
安部 定 久松 定武

○委員(中川幸平君) 次に熱海国際観光温泉文化都市建設法案、伊東国際観光温泉文化都市建設法案を一括上程することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(中川幸平君) 御異議ないものと認めます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木正雄君 昨日の質疑でもいろいろ問題がありました。第四條の問題

であります。つまりこういう法案が各都市にでき得るものと想像せねばなりません。そういう場合に、この第四條のような規定を置きますと、国の財産に対して無償でこれを譲与するといふようなことになり、非常に弊害があると思つて、でありますから、この法案全体はとにかく、私は少くともこの第四條に対して修正を試みたいと思つて、その修正を説明いたしますと、熱海も伊東も国際観光文化都市建設事業の用に供するため、必要があると認める場合においては、国有財産法の二十八條の規定に拘わらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲渡する、即ち無償で譲渡することができるとなつておるのであります。この規定は余りにも恩恵が厚きに過ぎるのではないかと国民の譏りを免れないと思つて、以前に審議いたしました首都建設法の例に倣ひまして、単に譲渡することができるといふふうに修正しようとするものであります。従つて、この修正によりまして、国有財産たる普通財産の譲渡について、価額の割引をいたすとか、或いは無償にする等の効果は伴わないのであります。国有財産法の規定によつて譲渡されることとなるのであります。運用上実際問題といたしましては、大蔵大臣は普通財産の譲受け希望者が集つておられますような場合におきまして、この事業の主要性を考慮して、譲渡順位を優

先的に取扱われることになるであろう等の効果は期待できると考えます。

かような意味で、私はこの第四條に対して、「国は、熱海国際観光温泉文化都市建設事業の用に供するため、必要と認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲渡することができ、」

かように修正したいと存じます。これが私の修正に対する意見であります。この問題は伊東に対しても同じであります。

○委員(中川幸平君) 他に御発言ございませんか。

○久松定武君 私は今後温泉の都市といふものが、討論でございますか。

○委員(中川幸平君) 討論でございますか。

○久松定武君 いや、質問でございますか。文化都市の建設法のようなものが、今後全国的に私は波及すると思つておりますが、政府はこれに對して、今後委員会その他において、こういうものについての検討されるというふうな機関を設けられるようなお気持はありますか。

○政府委員(八嶋三郎君) これは私から、或いは答弁する方がいいのかわかりませんが、別に今のところ、こういう法案につきましては政府に別個の機関を設けてやるというふうな意図は現在のところは考えておらないやうでございます。これらの問題はやはりこういう国会の委員会等において御審議願ふことになるのではなからうかと、こう実は考えておる次第であります。

○岩崎正三郎君 これは政府に質問したいのです。別府のこの特別法案が通りまして、それについて政府がいろいろ法案に從つて実施しなければならぬと思つて、これもそれと似ていることで、この別府の法案に關連して政府が直に何か具体的にやつておられますか。

○政府委員(八嶋三郎君) 別府の法案が通りまして、まあつい最近でございます。その後におきまして政府は別に今のところはこの法案が通つた後における処置といたしましては、何らやつておりませんが、ただまあ具体的のことといたしましては、法規に従つて、その法案の通つたという手続の問題は、只今やつておるだらうと思つて、私共建設省といたしましては、別に今のところこの法案が通りましては、何ら具体的にやつておりません。

○岩崎正三郎君 この問題はやはり關連した問題だけに、別府であらう問題を一応解決したということをお見本にして、この法案は、別府の特別都市というふうな法案が通過して、それを実施して見て、そうしてその結果がよかつたら大いにやるべし、よくなかつたら少し考えた方がいいだらうと思つたのですけれども、そういう意味で熱海の問題も、そう急がなくていいだらうと私は思つたので、すけれども

第十六部 建設委員会會議録第二十三号 昭和二十五年四月二十九日

ども、繞り出て参りましたので、その点で政府にまあ伺いましたので、それども、大体政府としては、この特別文化都市建設法案が通つて、熱海でも別府でも特段によくなるという見通しを持つておられるのかどうか伺います。

○政府委員(八嶋三郎君) まあ先程の言葉が少し足りなかつたので、もう少し補足させて頂きたいと思ひます。が、この特別法案がまあ成立いたしますが、この特別法案が、実は住民の投票を要するということになつておりますので、現在議會は通りませんが、いよいよ本當の法案として成立をして参りますには、法律の手續に従ひまして、住民の投票が通つた上におきまして確定した法律になると思ふのでございまして、その後における問題といたしまして、政府はできるだけ、若しこの法案が通りました場合におきましては、議會の意思を尊重いたしまして、國際觀光都市らしい一つの都市計画ということにつきましては、できるだけの御援助は惜しまないつもりで私共は努力を払つて行きたいと思ふことは、都市局といたしましては考へておる次第でございまして。

○岩崎正三郎君 具体的に目下そういうことについてどうしてやりたい、あつてやりたい、そういうところの具体的な考へはまだ持つていないわけですね。

○政府委員(八嶋三郎君) 別府の問題につきましては一つの計画はございまして、別府といたしましては、その実施するにつかましまして、勿論重要な度合というものはありますので、そのまゝ重要なものにつかましましては、私共は

国家財政、地方財政の許す限りにおいて、一定の何か援助は申上げたいというふうな気持ちを持つておる次第であります。もつと詳しい別府の都市計画をお話した上で申上げる方がよいと思ひますけれども、今日はまあその時間はないようでありまして、改めて一つ又……

○赤木正雄君 今政府當局から言われたことについて少し質問があるので、この法案が通つたらば、特にこの法案の趣旨に鑑みて考慮すると、こういうふうなお話であります。そういういたしますと、これは私別府の場合にも又首都建設の法案のときにも何回も質問も、政府の答弁も聞いたんで、全圖には百二十数ヶ所の戦災都市がある、又戦災都市でない都市におきましても或いは日光のごとき、或いは箱根のごとき、現在日本の外客誘致として最も優れた場所が澤山ある、そういうふうな特別な法案が出ていない、いふふうな特別な法案が出ていない、法案が出ていないために政府は差別待遇をされる考へてありますかどうか。

○政府委員(八嶋三郎君) その点は前にも大臣がお話を申上げましたように、私共といたしましては、戦災復興の都市を犠牲にしてまで考へておらない次第であります。又特別な法案が通つた通らないで、又出されておらないで、も観光都市といたつたよりものを全然整備しないのかというふうなお話がございますが、この点につきましてはやはり観光都市として私共は重要性のあるところにつかましまして、できるだけの御援助は申上げて行きたいという工合に考へておる次第でございまして、この法案の都市だけを観光都市と

して取上げるといふようなことには考へておらない次第であります。○赤木正雄君 観光都市のものが整備してない私は言わない。差別待遇をされるかどうか、その問題です。○政府委員(八嶋三郎君) 差別待遇というふうな気持はございせんが、まあいろいろとその都市につきましましては具体的な問題もございまして、そういう点について國際的な面として観光都市を伸ばして行かなければならぬというふうなところと、そうでないような観光都市とは、多少趣きを異にしたければならぬのではないかと、こういう工合に考へております。

○赤木正雄君 今のことはおつしやるまでもなしによく分つております。観光都市として差違させるべきものは当然差違させなければならぬ、そういうことは分つてはいますが、法案が通過したから特にそれに重点をおき置かざるか、重点を置かなくても法案が通過したために今までと考へをお受けになるか、又一面において法案が通過してないが、例えば栃木県の日光のごとき相当重要な都市と私は思ひます。そういうところまで現在も施設しておられませんが、今後もし法案はなくても法案があると同等の考へを持つて仕事をなさるか、それを聞きたい。

○政府委員(八嶋三郎君) そういう点はお説までもなく、私共は法案がなくとも観光都市として主要なところは、相当の御援助をするつもりであります。○久松定武君 今の観光都市の建設については国が必要とあれば財産を譲渡するといふ第四條の規定ですね、戦災都市や何かに對しては、どういふ規定

が、そういう譲渡する規定がありますか。○政府委員(八嶋三郎君) 戦災都市だけに限つて譲渡するといふような規定はございせん。実は国有財産法に基きまして、或る一定の都市計画に必要といたしまする例(公園とか何といたしたものにつきましましては、譲渡する途があると思ひます。その規定だけではない、これは何も戦災都市に限らず、一般の都市につきまして同様でございまして、戦災都市なる故を以て、特別に譲渡するとか譲渡するといつたような規定はございせん。○久松定武君 そうしますと、国は特に観光都市だけは、今のような第四條が非常な優遇をされた規定を持つ、特別戦災を被つた非常に苦しい思いをしておるところにそういう規定がない。私は非常な不公平と思ひますけれども、政府はどう考へておるか。○政府委員(八嶋三郎君) まあそういうふうな不公平であるかどうかという問題は、結局政府が必要と認めた場合というところになると思ふのであります。私共といたしましては、まあ戦災都市に關しまするものにつきましても、或る一定のものは欲しいというふうな実は気持は持つております。観光都市なるが故を以て特別の規定を置くよりも、広い意味を持つておると考へて頂く方がよいのではないかと、この気持は持つておる次第であります。これはできるだけ皆方方の御援助によりまして何とか問題の措置を考へて行きたいと思つております。

○久松定武君 政府委員は、それではそういうふうな戦災都市に對して今後修正する意思がありますのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 政府自体といたしまして、こういう包括的な規定で行く方がいいか、もつとやはり細かくやつて行くという方がいいか、その点は実は研究をいたしておる次第でございまして、今直ぐこれを政府提案として通すというところまでは、大蔵當局と話を進んでおらない次第であります。○委員(中川幸平君) よろしくございませぬ。○石坂豊一君 議事の進行について、もう討論に入つておるのですか。○委員(中川幸平君) いや、まだ……質疑が盡きたものと見て御異議ございませんか。○委員(中川幸平君) (異議なしと呼ぶ者あり) ○委員(中川幸平君) それでは御異議ないと認めます。それではこれから討論に入ります。御意見のある方は、それ……賛否を明らかにしてお述べを願ひます。尚修正意見が御ありのお方は討論中にお述べを願ひいたします。

○赤木正雄君 先程私の質疑のときに申しました、この第四條に關する修正を皆さんにお諮り願ひます。○石坂豊一君 私は第四條の修正に對して賛成いたします。その他の箇條に對しては原案通りに賛成をいたします。○安達夏助君 只今赤木先生のいろいろな事情から譲渡と譲渡という問題に關しまして非常な御高説は御尤もだと思ひます。が、この熱海と伊東との關係においては非常に遠うという点があるのをごさいます。という一点は熱海は梅園を熱海の住民がこれを買つていつかこれを國に渡したというふうな事情もありますので、熱海の方は案議

重要なものにつぎましては、私共は  
す。この法案の都市だけを編光都市と  
都市や何かに対しては、どういふ規定  
修正する意思があまりありませんか。  
事情もありませんので、熱海の方は熱

院の通過を賛成いたしました。伊東  
の方はそういう具体的な内容がありま  
せんで、伊東の方は譲渡という修正  
に對して賛成いたします。

○赤木正雄君 熱海の方は以前に土地  
の人の持つていたのを国に上げたた、  
そういう関係があるからして譲与によ  
い、こういうことではありませんが、そ  
ういうことを段々考えますと、日光に  
たしましたも、その他箱根にいたしま  
しても、昔は誰かが持つていた、それ  
を国に上げた、こういうものは澤山  
ある。實際問題として国有林のとき  
はそれが非常に多い、でありますから  
私はそういうことは若しよしんば誰が  
持つてたか知りませんが、それを熱海  
が国に寄附したという意味でこれを譲  
与にすることは異議がありません。やは  
り修正に御賛成下さった方が将来これ  
に類する法案を処理する場合に公平を  
期すると思ひます。

○委員長(中川幸平君) 他に御意見も  
ないようでありますから……  
○大隅憲二君 私ではすね。この四條  
の問題は赤木委員御説の通り、その他  
は原案通り賛成をいたすものでありま  
す。従つてこの熱海の……以前は熱海  
の財産であつて国にやつたものだ、そ  
れから尙そういう事情もあり、又熱海  
としますとこの梅園とお宮の松とい  
うのは熱海の生命と僕は思つておりま  
す。それから尙今度は火災の災害等に  
も同情いたしました場合には、私の考  
えをいたしますとこれは譲与で行きた  
いと思つておりますが、赤木委員の  
御説の通り他の関連が多々あるもの  
であるから、私は先程申し上げました通  
り、四條はこの修正で赤木委員の御意  
見通り賛成をいたすものであります。

○岩崎正三郎君 私も四條の修正には  
賛成いたします。それから附加えまし  
てこの法案が通過した場合には、更に  
住民投票で最後の施行が決まると思  
うのであります。これはこの憲法にも  
住民投票をやれといつておることは、  
こういう法案が作られた場合には、住  
民が本當に自分の法案だ、自分のもの  
だといふ確信をつけさせるために、住  
民投票をやると思ふのであります。こ  
ういふこの法案、熱海でも伊東でもこ  
の法案ができましたらこれは誠に日本  
の現状においては特別のこれは法案で  
あるので、方々の戦災都市その他を考  
えるならば熱海、伊東の諸君は、別府  
も勿論そうでありましようが、この法  
案を本當に活用して、本當によく熱海、  
伊東を文化的な立派な都市にして貰  
いたい。こういう強い希望を私は申述  
べて修正で賛成する次第であります。

○委員長(中川幸平君) 別に御意見も  
ないようです。討論は終局したものと  
認めて御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(中川幸平君) 御異議ないと  
認めます。それでは採決に入ります。  
先ず熱海国際観光温泉文化都市建設法  
案について採決いたします。討論中に  
ありました赤木委員の修正案を議題に  
供します。赤木委員の提出の修正案に  
賛成の方は挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕  
○委員長(中川幸平君) 多数と認めま  
す。よつて修正案は可決されました。  
次に赤木委員修正にかかると案を除  
いた法案全部を問題といたします。こ  
の衆議院送付案に賛成の方の挙手を願  
ひます。  
〔挙手者多数〕

○赤木正雄君 ちよつと、この問題に  
ついて私はこういう立派な、少くとも  
地元の方々には立派な法案でしよう、  
これが通過することを非常に皆さん御  
希望なさつておられます。併し私はこの  
法案が果していいか悪いか、全体とし  
て大變疑問を持つておられます。ややも  
するとタマニールホルのあの悪弊を日  
本の立法府に持ち来すのではないかと  
いう懸念もありません。こういう面から  
折角皆さんの希望もあつて全会一致で  
通ることを希望しておられます。

○委員(中川幸平君) 速記を始めて。  
〔速記中止〕  
○委員(中川幸平君) 速記を始めて。  
多数と認めます。よつて熱海国際観光  
温泉文化都市建設法案は多数を以て  
修正可決されました。  
前例により御署名願ひます。

多数意見者署名  
赤木 正雄 岩崎正三郎  
石坂 豊一 大隅 憲二  
安部 定

○委員長(中川幸平君) 全会一致と認  
めます。よつて本案は全会一致を以て  
可決されました。  
尚、本会議における委員長長の口頭報  
告の内容は、本院規則第四四條によつ  
て、予め多数意見者の承認を経なければ  
ならないことになつておりますので、  
これは委員長長において本案の内  
容、本委員会における質疑応答の要旨、  
討論の要旨及び表決の結果を報告する  
こととして御承認を願うことに御異議  
ございませんか。

○安達良助君 異議がありません。先程  
の熱海の問題に對しては全会一致  
でないのをごさいますからその点了承  
の上にな案文を出して頂きたいと思ひま  
す。  
○委員長(中川幸平君) 後で調べて何  
します。

それから本院規則第七十二條により  
まして、委員長が議院に提出いたしま  
す報告書には、多数意見者の署名を附  
することになつておりますから本案を  
可とされた方は順次御署名を願ひま  
す。  
多数意見者署名  
赤木 正雄 岩崎正三郎  
石坂 豊一 大隅 憲二  
安達 良助 安部 定

午後三時十一分速記中止  
午後三時二十四分速記開始  
○委員長(中川幸平君) 速記を始めて  
下さい。それでは本日はこの程度で散  
会いたします。  
午後三時二十五分散会  
出席者は左の通り。

理事 中川 幸平君  
委員 岩崎正三郎君  
赤木 正雄君

委員 石坂 豊一君  
大隅 憲二君  
安達 良助君  
安部 定君  
久松 定武君  
鳥山 鶴吉君

衆議院議員  
政府委員  
建設事務官  
(都市局長) 八嶋 三郎君

午後二時四十一分休憩  
午後三時十分開会  
○委員長(中川幸平君) 休憩前に引続  
き委員会を開会いたします。速記を止  
めて……

昭和二十五年五月二十二日印刷

昭和二十五年五月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所